

新型コロナウイルス感染対策マニュアル

1. 徳島県内にクラスターが発生したら開始する

・入所者の施設内活動（集団活動やグループ作業等）は3密（密閉、密集、密接）を避けるため、1回あたりの人数を減らして複数回実施する、座席は体面を避け横並びして間隔を開ける、時間を短くするなど工夫する。

・男女廊下の閉鎖

・園外実習および隔離期間が長期になった場合の買い物やドライブについては、以下の条件を満たす入所者については継続可とする。

① マスクの装着ができる。

② うがい・手洗い指導を遵守できる。

③ 実習前に発熱や体調不良がない。

ただし移動手段や行き先は3密を避けるよう、車移動する場合は乗車人数を減らし窓を開ける、行き先は人込みを避ける、時間を短くするなど工夫する。

・外出からの帰園時には、利用者・職員ともうがい・手洗い・手指消毒を行い、体温測定など体調チェックを行う。

・外泊は原則禁止する。やむを得ない理由で外泊した場合は、帰園時には以下の健康チェックを行い14日間は個室で隔離して健康管理を行う。その間はできるだけ同じスタッフが担当する（接触者数を最低限にする）。

① 帰園時に保護者より外泊中の体調につき確認する。

② 帰園時に体温測定などの体調チェックを行う。

③ 外泊中に体調不良者との接触があれば、継続して14日間外泊していただく、その間に健康状態に変化なければ帰園可とする。

・通所事業場を薬草園へ変更する。3密を避けるため、実施回数や1回あたりの人数を減らす、時間を短くするなど検討する。

1. 通所保護者へ連絡し、**状況報告と通所場所の変更**について連絡し、**状況により休園となる場合があること**を伝える。

2. 緊急体制の解除まで通所事業はわいわい村でのみ実施し、通所利用者の春叢園への出入りを制限する。通所者はわいわい村に直接登園および帰宅をする。（対応スケジュールについては別紙参照。）

3. 通所事業は原則職員4名（できるだけ少ない人数、同じスタッフ）で担当し、通所活動支援終了後は、春叢園に戻る。わいわい村を出る際、マスクの交換、手洗いを必ず行い、帰園時も再度手洗いを実施してから次の業務に当たる。

4. 職員の配置が困難となった場合は通所事業を停止する。

・短期入所・日中一時利用は中止する。

・食事：集団で集まる事のないように食事時間、グループ分け、摂取場所を決める。座席は対面を避け横並びして間隔を開けるなど工夫する。

・入浴：感染していない人は1～2名ずつ個人対応する。感染者は入浴しない。

2. 職員の体調チェック

① 出勤前の体温測定を指示する。

② 体温測定を忘れた職員のために、タイムカードの横に体温計を準備する。

③ 37°C以上の発熱もしくは体調不良の職員は、サービス管理責任者に報告する。

④ サービス管理責任者は、当該職員に帰宅を促し、医療機関への受診を勧める。

3. 新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の対応

※新型コロナウイルス感染が疑われる者について【定義】

新型コロナウイルス感染が疑われる者とは、風邪の症状や37.5°C以上の発熱が4日以上（高齢者・基礎疾患がある者については2日程度）続いている者又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者を言う。

※当園においては、上記症状が2日にわたり続いた時点で、協力医療機関である芳川病院に電話で相談し医師の指示を受ける。

※新型コロナウイルス感染が疑われるときは、保健所に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受ける。

※職員自身が、発熱その他の症状を認めた場合は、出勤せず、即座に園に状況を報告する。自宅待機を行うとともに「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、保健所の指示に従う。

徳島保健所：088-602-8907

※感染者は原則、感染症指定医療機関もしくは隔離施設への入院となる

4. 新型コロナウイルス感染が疑われる利用者への対応

1) PCR 検査ができない場合

- ・ 当該利用者は原則個室隔離とする（症状の消失から72時間の経過観察期間を設ける）。
- ・ 当該利用者の居室及び当該利用者が利用した共用スペースについては、オートロックスーパーで清拭できる範囲をすべて清拭する。
- ・ 個室管理ができない場合はマスク着用の上、利用者間のベッド間隔を2m以上空けてカーテンで仕切る。
- ・ 当該利用者とその他の利用者の接触を解除期間まで避ける。
- ・ 当該利用者とその他の利用者の支援等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行う。

2) PCR 検査を実施する場合

- ・ PCR検査の結果が判明するまで、必ず個室隔離とする。
- ・ 当該利用者の居室及び当該利用者が利用した共用スペースについては、オートロックスーパーで清拭できる範囲をすべて清拭する。
- ・ 当該利用者とその他の利用者の接触を検査結果が判明するまで避ける。
- ・ 検査結果の判明まで、当該利用者とその他の利用者の支援等に当たっては、必ず担当職員を分けて対応を行う。

A. PCR が陽性の場合

- ・ 保健所の指示に従い、患者を感染症指定医療機関へ搬送する。
- ・ 保健所と相談の上、施設入所以外の事業停止をする。
- ・ 施設については、保健所の指示に従い消毒する。

B. PCR が陰性の場合

- ・ 医師の診察を受け、通常の感染対策を継続する。

5. 濃厚接触者への対応

1) 保健所の濃厚接触者調査に協力し、濃厚接触が疑われる利用者・職員を特定する。

2) 調査に先立ち、濃厚接触が疑われる利用者・職員を特定しておく。

- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があった者
- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液もしくは体液、排泄物等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者

3) 調査後、保健所の指示に従い、濃厚接触者への対応を決定する。